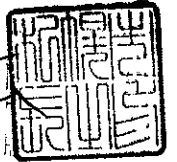


札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月10日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第37号

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第4章 雑則（第47条—第50条）」を

「第3章の2 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（第46条の2—
第46条の25）」

第4章 雑則（第47条—第50条）

に改める。

- (2) 第20条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

- (3) 第28条第3項中「特定地域型保育事業者」の次に「、特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）」を加え、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

- (4) 第30条第1項中「若しくは地域型保育」を「、地域型保育若しくは乳児等通園支援（法第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「若しくは地域型保育」を「、地域型保育若しくは乳児等通園支援」に改める。

- (5) 第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

（この章の趣旨）

第46条の2 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する基準をいう。）については、この

章に定めるところによる。

(一般原則)

第46条の3 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下この章において同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用定員)

第46条の4 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が特定乳児等通

園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(面談)

第46条の5 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第46条の18の規程の概要、職員の勤務の体制、第46条の13第1項から第3項までの規定により支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第46条の6 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第46条の7 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第46条の8 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子ども

もに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、同項の内閣府令で定める事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第46条の9 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第46条の10 特定乳児等通園支援事業所の職員は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第46条の11 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第46条の12 特定乳児等通園支援事業所の職員は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第46条の13 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により乳児等支援給付認定保護者に代わり市町村が支払う特定乳児等通園支援の利用に要した費用の額の一部を特定乳児等通園支援事業者が受けることをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の額（法第30条の20

第3項に規定する乳児等支援給付費の額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と乳児等支援給付費の額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項又は第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第46条の14 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る法第30条の20第1項に規定する乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第46条の15 特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業所の職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第46条の16 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第46条の17 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(運営規程)

第46条の18 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営について

の重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 特定乳児等通園支援事業所の職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第46条の13第1項から第3項までの規定により支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第46条の4第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第46条の19 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第46条の20 特定乳児等通園支援事業者は、第46条の4第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第46条の21 特定乳児等通園支援事業者は、第46条の18の規程の概要、

特定乳児等通園支援事業所の職員に係る勤務の体制、第46条の13第1項から第3項までの規定により支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項について、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第46条の22 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第46条の13第1項から第3項までの規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（情報の提供等）

第46条の23 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業所を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（苦情解決）

第46条の24 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(準用)

第46条の25 第4条第5項、第19条、第20条、第26条、第28条、第30条及び第32条から第35条までの規定は、特定乳児等通園支援事業者、特定乳児等通園支援事業所及び特定乳児等通園支援について準用する。この場合において、第19条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「乳児等支援給付認定子ども」と、第20条の見出し中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「乳児等支援給付認定保護者」と、同条中「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」とあるのは「乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者」と、「施設型給付費等」とあるのは「法第30条の20第1項に規定する乳児等支援給付費」と、第26条及び第28条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「乳児等支援給付認定子ども」と、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「乳児等支援給付認定保護者」と、第30条中「小学校就学前子ども」とあるのは「支給対象小学校就学前子ども」と、第33条第2項及び第4項並びに第35条第2項中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「乳児等支援給付認定子ども」と、同項第1号中「第16条第1項各号に定めるものに基づく」とあるのは「第46条の15の指針に準じた」と、同項第2号中「第13条」とあるのは「第46条の12」と、同項第3号中「第20条」とあるのは「第46条の25において準用する第20条」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第46条の24第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第4

6条の25において準用する第33条第3項」と読み替えるものとする。

- (6) 第48条第1号中「第13条第1項」を「第13条」に改め、「第30条の3」の次に「又は第30条の13」を加え、「同項」を「法第13条」に改め、同条第2号中「第30条の3」の次に「又は第30条の13」を加え、同条第3号中「第4項又は」を「第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改める。
- (7) 第49条第1項中「又は特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の承諾」を「又は乳児等支援給付認定保護者の承諾」に改め、同項第1号中「うち」を「うち次の」に改め、同号ア中「又は特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者」に改め、「教育・保育給付認定保護者」の次に「又は乳児等支援給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）」を加え、同号イ並びに同条第3項及び第4項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。